

広安西小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

※益城町いじめ防止基本方針をふまえ、本校でのいじめ防止についての基本方針を次のように定める。

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 基本理念

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条より）
- いじめの理解においては、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持つことである。
- いじめ問題は、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる問題である。
- いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題である。

【具体的な「いじめ」の態様】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 悪口や脅し文句、嫌なことを、机や壁に落書きされたり、手紙に書かれたりする
- ③ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑥ 金品をたかられる
- ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑧ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑨ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

本校では、上記の認識に立ち、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」「いじめに自ら気づき、見過ごさず、行動する」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止及び解決のための取組を行う。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童に居場所があり、安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、PTA、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、いじめの再発防止に努める。

2 いじめ防止の基本施策

(1) いじめ防止対策委員会（いじめ・不登校対策委員会）の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員及び活動内容、開催日については以下のとおりである。

<構成員> 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、情報集約担当者、人権教育主任・副主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、やさしく部部长

<活動> ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

②いじめ防止に関すること

③いじめ事案に対する対応に関すること

④いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること

<開催> 随時開催とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 主な取組例と役割分担

いじめ問題の対応にあたっては、すべての教職員がそれぞれの役割と責任に応じて、主体的に関わり、連携・協力して対応する。また、いじめ防止対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担う。管理職は、全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場にあることを認識し、取組状況を確実に把握し、的確な指示・助言を行う。

	主 な 取 組 例	時 期	主たる担当者
未然防止	① 人権学習の定期的な実施 ② 児童対象いじめアンケート調査 ③ 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 ④ 人権委員会による取組 ⑤ 学校だより、学級通信等での啓発 ⑥ 情報モラルの授業（道徳）の実施	学期に1回 年3回(6月・11月・2月) 随時 児童集会での発表	人権教育主任(立案、実施時期の確認等) 生徒指導主任 生徒指導主任、学級担任 (集約は、情報集約担当者を中心に) 人権委員会担当 校長、学級担任 学級担任
早期発見	① 「いじめ発見チェックリスト」(教師用)の定期的な実施 ② 「いじめ発見チェックリスト」(家庭用)の保護者への配付と周知 ③ 自主学习(日記)の取組 ④ 教育相談の実施	年3回(6月・11月・2月) 11月実施 随時 随時	生徒指導主任、情報集約担当者 生徒指導主任、情報集約担当者 学級担任 学級担任
早期対応	① 被害児童への対応 ・事実の聞き取り・保護者への連絡・心のケア(SCの活用) ・落ち着いた学校生活復帰への支援・継続的な観察 ② 加害児童への対応 ・事実の聞き取り ・保護者への連絡 ・事後指導 ・継続的な観察 ③ 学級・学年等集団への指導 ④ いじめ防止対策委員会への開催 ・情報の共有 ・指導方針の検討 ・関係機関との連携の検討(SSW、児童相談所、福祉事務所、民生・児童委員、人権擁護委員等)		学級担任、学年主任、養護教諭 SC等 学級担任、学年主任 学級担任、学年主任 教頭、情報集約担当者
重大事態への対処	★「早期対応」に加えて、下記のことを行う。 ①いじめ防止対策委員会の開催 ・警察への積極的な相談、通報の検討 ※犯罪行為(暴力や恐喝等)は警察に通報する。 ・再発防止策の検討・提案 ②町教育委員会、上益城教育事務所への報告 ③被害児童及び保護者に対する指導経過等の報告 ④報道機関等への対応		教頭、情報集約担当者 校長 教頭、学年主任、学級担任 校長、教頭

※「重大事態」の定義

(1) いじめにより、当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

(2) いじめにより、当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- | |
|------------------------------------|
| ○不登校の定義を踏まえ、 <u>年間30日をめやす</u> とする。 |
|------------------------------------|